

議決ノ入ルニ

起債ニツキテ

左ノ通り起債するものとする

一 起債金額

一 起債目的

一 借入金

一 借入利率

一 借入期間

一 償還方法

一 償還期限

記

一 金額は百萬圓也
一 起債目的は、本縣、及諸債身が是等債を償還に充てるため
一 借入金は、本縣、及諸債身
一 借入利率は、年率三厘
一 借入期間は、三年
一 償還方法は、元金均等返済
一 償還期限は、三年

以上各款は、本縣、及諸債身の共同の利益に
おいて、起債して、借入れることが出来る
借入金の元金均等返済による
償還期限の満期により、償還期限を以て、償還期限を短縮し、償
還期限の満期に償還をすることである。

原案可決

昭和二十二年十一月十六日

昭和二十二年十一月十六日

昭和二十二年十一月十六日

